# 規　則

**○国家公安委員会規則第十八号**

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項の規定に基づき、不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月四日　国家公安委員会委員長　河野　太郎

不正競争防止法第三十五条第三項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則

（没収保全等を請求することができる司法警察員）

**第一条**　警察庁の警察官のうち、不正競争防止法第三十五条第三項の国家公安委員会が指定する警部以上の者は、次に掲げるものとする。

一　警察庁長官又は警察庁次長の職にある者

二　生活安全局、刑事局、交通局又は警備局の警部以上の階級にある警察官

三　管区警察局長の職にある者

四　管区警察局（東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局を除く。）の広域調整部の警部以上の階級にある警察官

五　東北管区警察局、中国管区警察局及び四国管区警察局の総務監察・広域調整部の部長、高速道路管理官及び災害対策官の職にある者並びに広域調整第一課及び広域調整第二課の警部以上の階級にある警察官

（証票）

**第二条**　前条各号に掲げる者は、不正競争防止法第三十五条第一項又は第二項に規定する処分の請求をするに当たり、裁判官の要求があったときは、国家公安委員会が交付する別記様式の証票を提示しなければならない。

**附　則**

この規則は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

**別記様式**

No. ——

証　票

所　属

官職・氏名

上記の者は、不正競争防止法第35条第3項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。

年　月　日

国家公安委員会　印

**○国家公安委員会規則第十九号**

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年十一月四日　国家公安委員会委員長　河野　太郎

犯罪捜査規範の一部を改正する規則

犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第百六十三条中「第十九条第三項」の下に「、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第三十五条第三項」を、「第十九条第一項」の下に「、不正競争防止法第三十五条第一項」を、「第十九条第二項」の下に「、不正競争防止法第三十五条第二項」を加える。

第二百六十五条中「差押状」の下に「、記録命令付差押状」を加える。

別記様式第十五号中

| 根拠法 | 麻薬特例法 | 麻薬特例法 | 麻薬特例法 | 麻薬特例法 |
|---|---|---|---|---|
| | 組織的犯罪処罰法 | 組織的犯罪処罰法 | 組織的犯罪処罰法 | 組織的犯罪処罰法 |

を

| 根拠法 | 麻薬特例法 | 麻薬特例法 | 麻薬特例法 |
|---|---|---|---|
| | 不正競争防止法 | 不正競争防止法 | 不正競争防止法 |
| | 組織的犯罪処罰法 | 組織的犯罪処罰法 | 組織的犯罪処罰法 |

に改める。

**附　則**

1　この規則は、不正競争防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十四号）の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。ただし、第二百六十五条の改正規定は、公布の日から施行する。

2　没収保全等請求簿の様式については、改正後の犯罪捜査規範別記様式第十五号の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。